

議題

- (5) 佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金にかかる利用促進計画（案）
及び計画策定に伴う新たな運賃設定（案）について

様式第Ⅰ号

資料 5

番 号
年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

申請者 住 所 神埼市神埼町鶴 3542 番地Ⅰ
氏 名 神埼市地域公共交通活性化協議会
会長 中島 勝利

佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金にかかる利用促進計画について（提出）

佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金の事業実施にあたり、別紙のとおり利用促進計画について提出します。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

住 所 神崎市神埼町鶴 3542 番地 1

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

(ふりがな) かんざきしちいきこうきょうこうつうかつせいかきょうぎかい
かいちょう なかしま かつとし

氏 名 神崎市地域公共交通活性化協議会 会長 中島 勝利

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 40 年 11 月 18 日

くらしを支える移動手段支援事業利用促進計画

市町名	神崎市
-----	-----

1. 目的

神崎市内において、国・県道以外を走行する路線バスが存在しておらず、神崎市地域公共交通活性化協議会が運行する「神崎市巡回バス」及び「神崎町・千代田町予約型乗合タクシー「NORARU」」が、住民の生活を支える重要な交通インフラとなっている。

また、令和5年5月31日時点での高齢化率(65歳以上の割合)は3割を超えており、今後、より一層免許返納者や高齢者の移動ニーズは増加すると考えられる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による公共交通利用者の減少など、公共交通を巡る環境は厳しい状況にあり、将来にわたり持続可能な地域公共交通の運営を実現するためには、地域が主体となった公共交通利用促進の機運醸成が必要不可欠である。

以上のことから、神崎市の地域公共交通の活性化を目的とし、利用促進に係る取組を実施する。

2. 対象路線又は区域

番号	名称	路線又は区域	運行形態	運行主体	契約方法	運送種別	運賃値下げ対応	備考
1	神崎市巡回バス	北部エリア・中部エリア 南部エリア・神崎～千代田線	定時定期路線	神崎市地域公共交通活性化協議会	委託	4条乗合	回数券等	10月1日から1,000円で2,000円分 及び200円で400円分の乗車券を 購入できる回数券を販売予定
2	神崎町・千代田町予約型乗合タクシー 「NORARU」	北部エリア・中部エリア 南部エリア	区域運行	神崎市地域公共交通活性化協議会	委託	4条乗合	回数券等	10月1日から2,000円で3,000円分 及び400円で600円分の乗車券を 購入できる回数券を販売予定
3								
4								
5								

3. 実施予定期間、取組内容及び目標

番号	名称	路線又は区域	実施予定期間	利用促進の取組内容	目標
1	神崎市巡回バス	北部エリア・中部エリア 南部エリア・神崎～千代田線	令和5年8月～令和6年2月	・神崎市で開催される「2023SPIRAさが国際フェスタ」メインイベント会場にて広報ブースを設置し、利用促進を図る。 ・自治会等と協力し、公共交通利用促進のための出前講座を実施する。 ・神崎市市報に記事を掲載し、利用促進の啓発を行う。	・月平均利用者数215名以上 (参考:令和4年度 210名/月) ・出前講座 2回以上 ・市報掲載回数 1回以上
2	神崎町・千代田町予約型乗合タクシー「NORARU」	北部エリア・中部エリア 南部エリア	令和5年8月～令和6年2月	・神崎市で開催される「2023SPIRAさが国際フェスタ」メインイベント会場にて広報ブースを設置し、利用促進を図る。 ・自治会等と協力し、公共交通利用促進のための出前講座を実施する。 ・神崎市市報に記事を掲載し、利用促進の啓発を行う。	・月平均利用者数62名以上 (参考:令和4年度 59名/月) ・出前講座 2回以上 ・市報掲載回数 1回以上
3					
4					
5					

4. 担当

担当所属	神崎市総務企画部企画課企画係
担当者氏名	大澤聖也
電話番号	0952-37-0102
Mail	soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金交付の手引き
(令和5年度版)

令和5年5月26日更新

佐賀県 地域交流部 さが創生推進課

目 次

1. 趣旨	1
2. 交付対象者	1
3. 欠格事項	1
4. 交付の条件	2
5. 交付金額	3～4
6. 利用促進計画の提出	5
7. 奨励金の申請及び請求	5
8. 交付の決定	6
9. 交付の決定の取り消し等	6
10. 不当利得の返還	6
11. 受給権の譲渡又は担保の禁止	6
12. 検査等	6
13. 雑則	6
別表Ⅰ（対象路線又は区域）	7～8
様式第Ⅰ号（利用促進計画）	9
様式Ⅰ号の2（誓約書）	10
様式第2号（交付申請書兼請求書）	11
Q&A	12～17

1. 趣旨

住民の暮らしを支えるコミュニティバスやデマンドタクシーを、より利用しやすく持続可能なものとするため、利用促進や利便性向上に取り組む市町に対し、この手引きに定めるところにより奨励金を交付する。

なお、本奨励金は、運行経費への補助ではなく、利用促進や利便性向上に取り組む市町を後押しするための制度である。

2. 交付対象者

奨励金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、市町（市町地域公共交通会議、市町法定協議会を含む。）とする。

3. 欠格事項

対象者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- （４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 交付の条件

奨励金の交付に付する条件は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 市町が運行するコミュニティバスの路線又はデマンドタクシーの区域ごとに利用促進計画(※1)を立てて、実施すること。
- (2) 利用促進計画に記載した路線又は区域の正規運賃を100円以上下げること(※2)又は100円以上の値下げと同等の回数券等の対応を実施すること。

ただし、現行の正規運賃が100円以下の場合は、(2)は不要とし、(1)のみを実施することで、奨励金の対象とする。

また、運賃の値下げ等を実施した年度の翌年度以降も継続して奨励金の交付を受けようとする場合には、値下げした運賃の維持又は引き続き100円以上の値下げと同等の回数券等の対応を行い、利用促進の取組を行うことで奨励金の交付対象とする。

※1…利用促進計画については、コミュニティバスやデマンドタクシーにおける利用者の増加のために、具体的な取組や数値目標等を定める計画をいう。

※2…現行の正規運賃が101円～199円の場合は、値下げ後の運賃が100円となれば可。

5. 交付金額

交付金額は、算出対象となる路線又は区域（別表Ⅰのいずれかに該当するもの）の対象期間（※１）における欠損額（経常費用から経常収益を差し引いた金額）から、以下の方法で算定を行うこととする。（図Ⅰ）

【国庫補助金（※２）を受けている場合】

$(\text{欠損額} - \text{国庫補助金}) \times 1/10$

【国庫補助金を受けていない場合】

$\text{欠損額} \times 1/10$

ただし、各市町の算出対象となる路線又は区域において、令和３年１０月１日から令和４年９月３０日までの実績をもとに算出された奨励金額の１．２倍を上限とする。（図２）

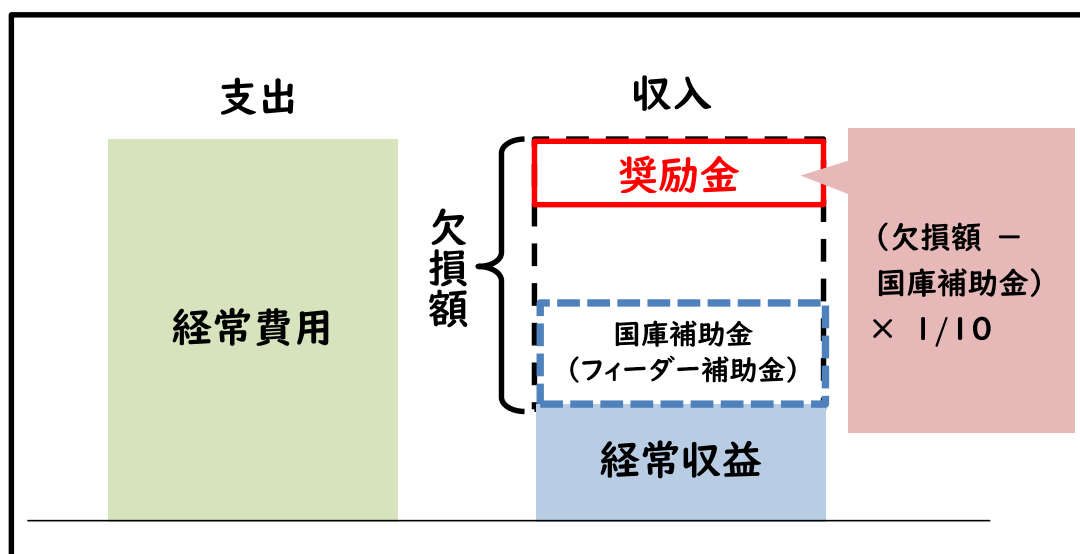
また、算定された金額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、令和３年１０月１日から令和４年９月３０日までの実績がない路線又は区域においては、実証運行時等の実績値を参考とし、県が別途決定する。

※１…対象期間については、令和５年度においては、令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までとする。

※２…国庫補助金とは、地域公共交通確保維持改善事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下「フィーダー補助金」という。）をいう。令和５年度においては、令和５年度事業（令和４年１０月１日～令和５年９月３０日）として申請され、令和６年２月頃に交付決定予定のフィーダー補助金額が対象となる。

図1 国庫補助金（フィーダー補助金）を受けている場合



国庫補助金（フィーダー補助金）を受けていない場合

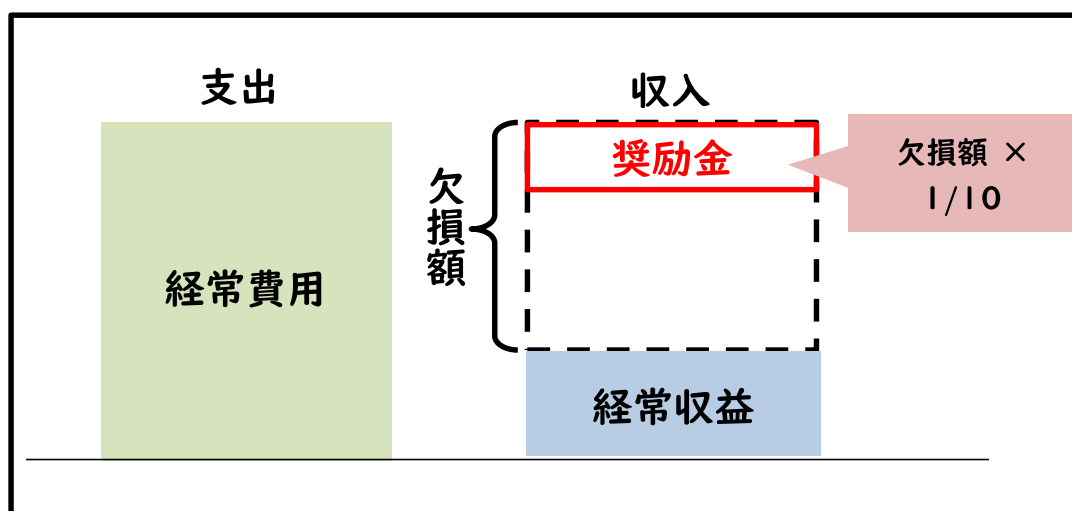


図2

	前々年度 (R3)	前年度 (R4)	事業年度 (R5)
R 5 年度奨励金の 申請にかかる 収支の対象期間		10月	9月 フィーダー 補助金 2月頃
R 5 年度奨励金の 上限額算定 対象期間	10月	9月 フィーダー 補助金 2月頃	
上記の期間における実績をもとに 算出された奨励金額の1.2倍が R5年度の奨励金の上限となる			

6. 利用促進計画の提出

対象者は、本事業にかかる利用促進の取組を開始する 30 日前までに利用促進計画を立て、様式第 1 号により県に提出し、確認を受けること。

なお、申請者が市町地域公共交通会議、市町法定協議会の場合は、誓約書（様式第 1 号の 2）も併せて提出すること。利用促進計画及び誓約書の提出期限は、令和 5 年 9 月 29 日（金）までとする。

なお、提出した利用促進計画の内容を変更する場合には、事前に県と協議を行うこととする。

利用促進計画に記載する取組については、令和 6 年 2 月 29 日（木）までに実施を完了させるものを対象とする。

7. 奨励金の申請及び請求

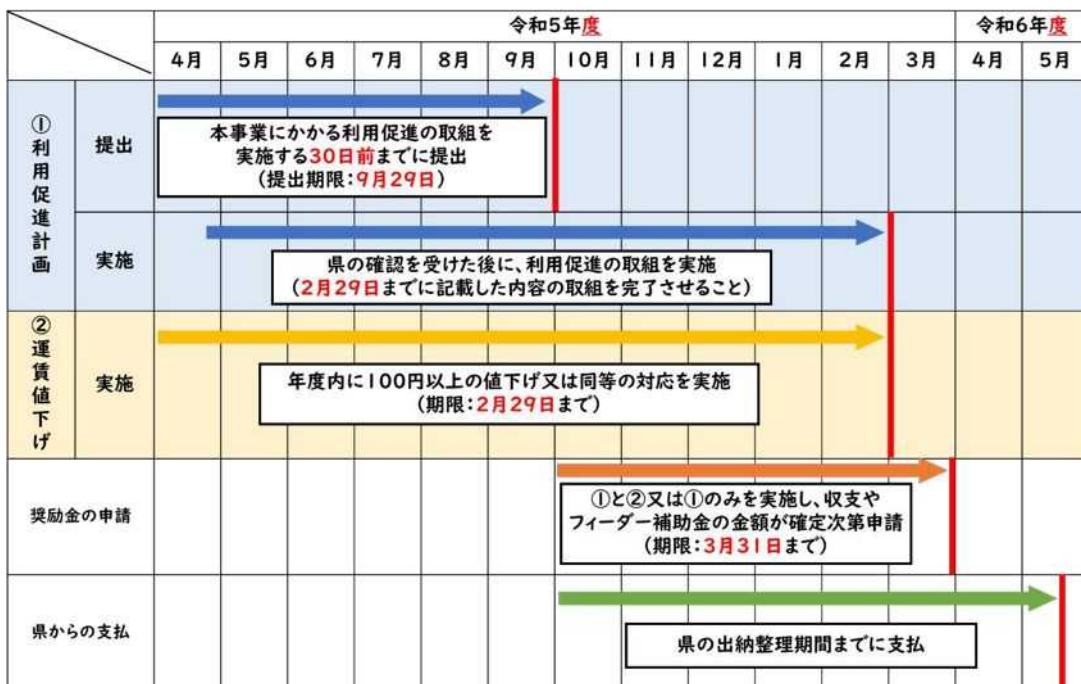
利用促進計画の確認を受け、利用促進の取組及び正規運賃の値下げを実施後、交付申請書兼請求書（様式第 2 号）を県に提出すること。

ただし、現行の正規運賃が 100 円以下に設定されている場合には、利用促進の取組のみを実施後、交付申請書兼請求書（様式第 2 号）を県に提出すること。

提出期限は、令和 6 年 3 月 31 日（日）付までとし、その提出部数は 1 部とする。

交付の申請が到達してから当該申請に係る交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

【参考】本事業の流れ



8. 交付の決定

奨励金の申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、交付すべき奨励金の額を決定し、その決定の内容を交付決定通知書により申請者に通知するとともに、奨励金を交付する。

9. 交付の決定の取消し等

申請者が「3. 欠格事項」に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

交付の決定を行った後、交付申請書の不備又は過誤があり、申請者に対して確認等を求めたにもかかわらず申請書の修正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

10. 不当利得の返還

奨励金の交付を受けた後に、虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けた者又は「4. 欠格事項」の規定に反して交付を受けた者に対して、交付を行った奨励金の返還を求める。

11. 受給権の譲渡又は担保の禁止

奨励金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけない。

12. 検査等

必要があると認めるときは、申請者に対し必要な検査を行う。

13. 雑則

この手引きに定める事項のほか、奨励金の交付について疑義が生じた場合には、必要に応じ、県と市町で協議のうえ定めるものとする。

別表Ⅰ

運行形態	対象路線又は区域
1. コミュニティバス	以下のいずれかの条件を満たすもの (1) 市町が道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客旅客自動車運送事業を営業者者に運行の委託又は補助を行い、運行している路線 (2) 法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客旅客自動車運送事業を営業者者が運行している路線のうち、市町が補助を行い、かつ、市町においてコミュニティバスとして運行されている路線 (3) 市町が補助を行っている廃止路線代替バス路線 (4) 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「法施行規則」という。）第 49 条第 1 号に規定する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）で運行されている路線 (5) 地域が主体となった地域交通のうち、以下のすべての条件を満たす路線 ア. 地域の生活を支え、かつ、地域住民が広く利用できる形で運行されていること イ. 許可又は登録を受けた運行形態で運行されていること ウ. 市町の交通担当課が事業者又はまちづくり協議会等へ補助等を行っていること (6) その他知事がコミュニティバスとして認める路線
2. デマンドタクシー	以下のいずれかの条件を満たすもの (1) 市町が法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客旅客自動車運送事業を営業者者に運行の委託又は補助を行い、運行している区域 (2) 法施行規則第 49 条第 1 号に規定する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）で運行されている区域 (3) 地域が主体となった地域交通のうち、以下のすべての条件を満たす区域 ア. 地域の生活を支え、かつ、地域住民が広く利用できる形で運行されていること イ. 許可又は登録を受けた運行形態で運行されていること ウ. 市町の交通担当課が事業者又はまちづくり協議会等へ補助等を行っていること (4) その他知事がデマンドタクシーとして認める区域

＜留意事項＞

1. 佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱第 2 条第 5 号に定められている生活交通路

線については、対象外とする。

2. 市町が運行しているスクールバスについては、学生に限らず、一般の住民も利用できる状態で運行している場合は対象とする。ただし、学生のみ利用を限定している場合は対象外とする。

○佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金に係る対応案

・巡回バス及びNORARU回数券の設定

1. 巡回バス→回数券割引率の設定変更

現在	券種	販売時枚数	販売価格	値引き金額	値引き率
	100円券	22枚	2,000円	200円	9%

変更後①	券種	販売時枚数	販売価格	値引き金額	値引き率
	100円券	20枚	1,000円	1,000円	50%

変更後②	券種	販売時枚数	販売価格	値引き金額	値引き率
	100円券	4枚	200円	200円	50%

○20枚つづりの回数券利用を望まれない方にも対応するため、「往復用」の販売形態を追加設定する。

○それでもなお、現金での支払いを望まれた場合は通常利用運賃で処理する。**(運賃の改定は行わない)**

○事業実施に向けて新たに回数券の印刷が必要。

○新しい回数券には「払い戻しの際は1枚当たり50円換算で返金」を行う旨を明記する。

○現在の割引券の在庫については、県事業終了後販売方法を元に戻すことが想定されるため、保管しておく。

2. NORARU→回数券の新規設定

新設①	券種	販売時枚数	販売価格	値引き金額	値引き率
	150円券	20枚	2,000円	1,000円	33%

新設②	券種	販売時枚数	販売価格	値引き金額	値引き率
	150円券	4枚	400円	200円	33%

○20枚つづりの回数券利用を望まれない方にも対応するため、「往復用」の販売形態を設定する。

○それでもなお、現金での支払いを望まれた場合は通常利用運賃で処理する。**(運賃の改定は行わない)**

○事業実施に向けて新たに回数券の印刷が必要。**巡回バスとは一枚当たりの金額が違うので、色を分けるなどして対応。**

○新しい回数券には「払い戻しの際は1枚当たり100円換算で返金」を行う旨を明記する。

令和5年 月 日

九州運輸局長 様

住 所 佐賀県神埼市千代田町迎島 547 番地 8
氏名又は名称 有限会社ジョイックス交通
代表者の氏名 代表取締役 小 山 淳 也

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 佐賀県神埼市千代田町迎島 547 番地 8
氏名又は名称 有限会社ジョイックス交通
代表者の氏名 代表取締役 小 山 淳 也

2. 設定しようとする運賃を適用する路線又は区域
別紙のとおり

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
特になし

5. 実施予定日
令和5年10月1日

路線定期運行

○ 設定しようとする運賃を適用する路線

系統	系統名	起点	経由地	終点
(1)	北部コース西（右回り）	神埼駅	尾崎、城原、野寄	神埼駅
(2)	北部コース西（左回り）	神埼駅	野寄、城原、尾崎	神埼駅
(3)	北部コース東（右回り）	神埼駅	鶴西、三谷、馬郡	神埼駅
(4)	北部コース東（左回り）	神埼駅	馬郡、三谷、鶴西	神埼駅
(5)	中部コース西（右回り）	神埼駅	アニー、上西、姉川	神埼駅
(6)	中部コース西（左回り）	神埼駅	姉川、上西、アニー	神埼駅
(7)	中部コース東（右回り）	神埼駅	永歌、蔵戸、駅ヶ里	神埼駅
(8)	中部コース東（左回り）	神埼駅	駅ヶ里、蔵戸、永歌	神埼駅
(9)	南部コース西	千代田支所	姉、柴尾、龍尾、迎島	ジョイックス 営業所
(10)	南部コース東	千代田支所	仲田町、崎村、出来島	ジョイックス 営業所
(11)	神埼～千代田コース	神埼駅	詫田バス停	千代田支所

○ 設定しようとする運賃の種類・額及び適用方法

(1) 運賃の種類

- ① 普通旅客運賃（片道普通旅客運賃）
- ② 普通回数旅客運賃

(2) 運賃の額（全系統に適用）

- ① 普通旅客運賃（片道普通旅客運賃）

- ・ 大人 片道1回乗車 200円
- ・ 小人 片道1回乗車 100円
- ・ 乳幼児 無料

- ② 普通回数旅客運賃

ア 回数旅客運賃（回数券） 金額 1,000円

[券種2,000円券（100円×20枚） 割引率50.0%]

イ 回数旅客運賃（回数券） 金額 200円

[券種400円券（100円×40枚） 割引率50.0%]

(3) 乗継券発行

- ・ 無料（他系統への乗り継ぎを行う場合のみ発行）

(4) 運賃の適用方法

- ・ この運賃は、有限会社ジョイックス交通がタクシー車両を使用し、神崎市において旅客を運送する場合に適用する。
- ・ 小人運賃は小学生に適用する。
- ・ 普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- ・ 旅客運賃の割引及び割増はしない。
- ・ 回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を多数回乗車する場合、または旅客が片道普通旅客運賃設定区域内の不特定停留所間を多数回乗車する場合に適用する。

九州運輸局長 様

住 所 佐賀県神埼市千代田町迎島 547 番地 8
氏名又は名称 有限会社ジョイックス交通
代表者の氏名 代表取締役 小 山 淳 也

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住 所 佐賀県神埼市千代田町迎島 547 番地 8
氏名又は名称 有限会社ジョイックス交通
代表者の氏名 代表取締役 小 山 淳 也

2. 設定しようとする運賃を適用する路線又は区域

区域運行

佐賀県神埼市神埼町、千代田町内

(神埼市神埼町神埼、枝ヶ里、西小津ヶ里、永歌、本堀、田道ヶ里、横武、本告牟田、姉川、尾崎、竹、鶴、城原、志波屋、的、千代田町直島、姉、黒井、嘉納、詫田、下板、境原、下西、崎村、渡瀬、柳島、迎島、用作 地内)

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類

- ① 普通旅客運賃 (片道普通旅客運賃)
- ② 普通回数旅客運賃

(2) 運賃の額

- ① 普通旅客運賃 (片道普通旅客運賃)
 - ・ 大人 (中学生以上) 片道1回乗車 300円
 - ・ 小人 (小学生) 片道1回乗車 150円
 - ・ 乳幼児 (未就学児) 無料

② 普通回数旅客運賃

ア. 回数旅客運賃（回数券） 金額 2,000円

【券種3,000円券（150円×20枚） 割引率 33.3%】

イ. 回数旅客運賃（回数券） 金額 400円

【券種600円券（150円×4枚） 割引率 33.3%】

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
特になし

5. 実施予定日

令和5年10月1日